

Title	自動車業界の垂直的協定および協調的行為に対するＥＵ機能条約101条３項の適用に関するＥＵコミッション規則461/2010
Sub Title	Commission regulation (EU) No 461/2010 of 27 May 2010 on the application of article 101 (3) of the treaty on the functioning of the European Union to categories of vertical agreements and concerted practices in the motor vehicle sector
Author	東, 史彦(Azuma, Fumihiko)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2011
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.18 (2011. 1) ,p.251- 262
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20110131-0251

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

自動車業界の垂直的協定および協調的行為に 対するEU機能条約101条3項の適用に関する EUコミッション規則461/2010

東 史 彦／訳

訳者はしがき

2010年5月27日付コミッション規則461/2010

訳者はしがき

2010年5月27日、EUコミッションは、自動車業界の垂直的協定および協調的行為に対する競争法の適用に関する新たな一括適用免除規則を採択した。これは、同年5月31日まで有効であった自動車業界の理事会規則1400/2002を改正・更新するものである。

新規則は、全体としてはこれまでの規則を根本的に変化させるようなものではないが、目を引く点としては、2013年6月1日以降の新車の販売市場を通常の垂直的協定に関する規則の適用対象とし、新規則の適用を修理およびメンテナンス市場に限定している点である¹⁾。修理およびメンテナンス市場においては、新規則により、自動車を修理する際に必要となる技術的情報へのアクセスが向上し、選択的な交換用部

1) 須網隆夫「金融・経済危機と競争法—EU競争法の最近の動向について—」『公正取引』719号（2010年9月）21頁。

品の使用が容易になり、競争が促進される²⁾。

新規則は、2023年5月31日まで効力を有する。

自動車業界の垂直的協定および協調的行為に対する

EU機能条約101条3項の適用に関する

2010年5月27日付ミッション規則461/2010（EEA関連規定）

EUコミッションは、

EU機能条約にもとづき、

特定の類型の協定および協調的行為に対する条約85条3項の適用に関する1965年3月2日付理事会規則19/65³⁾、ならびに特にその1条にもとづき、

本規則の規則案を公表し、

制限的慣行および支配的地位に関する諮問委員会と協議した後、

以下の点を考慮し、本規則を採択した。

- (1) 規則19/65は、EU機能条約101条⁴⁾1項に該当する特定の類型の垂直的協定およびそれに相当する協調的行為に対し、条約101条3項を規則により適用する権限を、コミッションに付与している。一括適用免除規則は、一定の条件を満たす垂直的協定に適用し、一般的なものとは分野別のものがある。
- (2) コミッションは、条約101条3項に規定された要件を通常満たすと考えた垂直的協定の類型を定義し、同目的で、垂直的協定および協調的行為に対するEU機能条約101条3項の適用に関する2010年4月20日付コミッション規則

2) 公正取引委員会官房国際課「欧州委員会、自動車の流通および修理に関する改正競争ルールを採択」『国際商事法務』38巻7号（2010年7月）1020頁。

3) OJ 36, 6.3.1965, p. 533/65.

4) 2009年12月1日より、EC条約81条はEU機能条約101条となった。この二つの規定は実質的に同一である。本規則の理解にあたっては、EU機能条約101条への言及がある場合、EC条約81条に言及していると理解するのが適切な場合がある。

330/2010⁵⁾ を採択し、コミッション規則2790/1999⁶⁾ に替えることとした。

- (3) 乗用車および商用車を含む自動車業界は、1985年以降、特別の一括適用免除規則の適用を受けており、最近のものは自動車業界の垂直的協定および協調的行為に対する条約81条3項の適用に関する2002年7月31日付コミッション規則1400/2002⁷⁾ である。規則2790/1999は、主要な事項がその他の一括適用免除規則の適用範囲内に入る垂直的協定に対しては、同規則が適用されない旨を、明示的に述べていた。したがって、自動車業界は、同規則の射程外にあった。
- (4) 規則1400/2002は、2010年5月31日に失効する。しかしながら、自動車業界は、関連する事業者の経営の単純化および法令遵守コストの削減のために、条約103条2項(b)にしたがい効果的な市場の監督を確保すると同時に、一括適用免除の適用を引き続き受けるべきである。
- (5) 新車の販売、交換用部品の販売、ならびに自動車の修理およびメンテナンスサービスの提供に関する2002年以降の経験により、自動車業界において条約101条3項の要件を通常は満たすと考えられうる垂直的協定の類型を定義することが可能になった。
- (6) 同類型には、協定が非競争事業者間、一定の競争者間、または一定の小売業者もしくは修理業者の団体によって締結されている場合の、新車の購入、販売または再販売のための垂直的協定、自動車の交換用部品の購入、販売または再販売のための垂直的協定、ならびに自動車の修理およびメンテナンスサービスの提供のための垂直的協定が含まれる。また、同類型には、知的財産権の譲渡または使用に関する補助的な規定を含む垂直的協定も含まれる。したがって、「垂直的協定」の用語は、このような協定およびそれに相当する協調的行為を含む形で定義されねばならない。
- (7) 一定の類型の垂直的協定は、生産または販売の系列内において、参加事

5) OJ L 102, 23.4.2010, p. 1.

6) OJ L 336, 29.12.1999, p. 21.

7) OJ L 203, 1.8.2002, p. 30.

業者間のよりよい調整を促進することにより経済効率性を改善しうる。そうした垂直的協定は、特に、当事者の業務および販売コストの削減ならびに販売および投資水準の最適化につながる。

- (8) そのような効率性の改善効果が、垂直的協定に含まれる制限に起因する反競争的効果を上回る可能性は、協定当事者の市場支配力に左右され、したがって、かつ、製品の特徴、価格および用途の点で相互に互換性または代替性を有すると顧客が考える物品またはサービスの他の供給業者との競争に事業者が直面する程度に左右される。競争を制限し消費者に有害となりうる制限を含む垂直的協定、または効率性向上効果の達成に不可欠でない垂直的協定は、一括適用免除の適用範囲から除外されるべきである。
- (9) 一括適用免除規則の適切な適用範囲を定義するために、コミッションは関連分野における競争条件を考慮に入れねばならない。この点に関して、2008年5月28日付コミッション規則1400/2002の運用に関する評価報告⁸⁾ および自動車業界に適用される未来の競争法枠組みに関する2009年7月22日付のコミッションのコミュニケーション⁹⁾ で説明されている自動車業界の詳細なモニタリングの結論には、新車の販売のための協定と、修理およびメンテナンスサービスの提供ならびに交換用部品の販売のための協定とを区別すべきことが示されている。
- (10) 新車の販売に関しては、自動車分野を他の経済分野と区別したり、規則330/2010に規定されたものと異なるより厳格な基準の適用を必要とするような、著しい競争に対する不足は特に見られなかった。市場占有率の閾値、一定の垂直的協定に対する適用不免除、および同規則内のその他の要件は、通常、新車の販売のための垂直的協定が条約101条3項の要件を満たすことを確保するものである。したがって、そのような協定は、規則330/2010により、同規則に規定された全ての条件にしたがい、付与される適用免除の適用を受けねばならない。

8) SEC (2008) 1946.

9) COM (2009) 388.

- (11) 交換用部品の販売ならびに修理およびメンテナンスサービスの提供のための協定に関しては、自動車の販売後市場の一定の特別な性質が考慮に入れられねばならない。特に、規則1400/2002の適用を通してコミッションが得た経験によれば、個別の修理の価格の上昇は、現代の自動車の信頼性が向上してきていることと、サービスの間隔が長くなってきていることとに、部分的に反映されているのみである。こうした傾向は、科学技術の発展、ならびに自動車メーカーが純正の装備品供給業者から購入する自動車の部品の複雑性および信頼性の向上と関連を有する。そのような供給業者は、自動車メーカーが許可した修理ネットワークを通して、そしてまた独立系の販路を通して、製品を交換用部品として販売後市場で販売することにより、自動車の販売後市場における重要な競争の影響力となっている。連合において自動車の修理およびメンテナンスサービスのために消費者が負担する平均的なコストは、自動車のための総消費支出のかなり高い割合を占めている。
- (12) 乗り物は、誤った修理を受けた場合、危険な態様で運転されうるという点で、自動車の販売後市場における競争条件は、公共の安全に直接に関連を有し、また、二酸化炭素やその他の大気汚染物質は、正しいメンテナンスを受けていない乗り物からの量がより多いことがあることなどから、公衆衛生や環境にも関連を有する。
- (13) 分離した販売後市場が定義されうる限りにおいて、交換用部品の購入および販売市場の効果的な競争は、自動車の修理およびメンテナンスサービスの提供と同様に、許可された修理業者、つまり直接または間接に自動車メーカーによって設立された修理ネットワーク内の修理業者の間での競争的相互作用の程度、ならびに許可された事業者と、独立系の交換用部品の供給業者および修理業者を含む独立系の事業者との間での競争的相互作用の程度に依存する。独立系の事業者の競争能力は、交換用部品や技術的情報といった不可欠な要素への無制限なアクセスに左右される。
- (14) こうした特徴に鑑み、単一市場占有率30%の閾値を含む規則330/2010の規定は、交換用部品の販売ならびに修理およびメンテナンスサービスの提

供のための垂直的協定であり、条約101条3項の条件が満たされることを充分な明確性をもって推定することができる垂直的協定に対してのみに一括適用免除の適用が限られることを確保するために、必要であるが、充分ではない。

- (15) したがって、交換用部品の販売ならびに修理およびメンテナンスサービスの供給のための垂直的協定が一括適用免除の適用を受けるのは、規則330/2010に規定された適用除外の要件に加え、自動車の販売後市場において交換用部品の供給および使用を制限する可能性があるほどに競争を重大に制限する一定の類型に関わるより厳格な要件を満たす場合のみである。
- (16) 特に、一括適用免除の適用は、自動車メーカーの選択的販売システムの構成員が、修理およびメンテナンスサービス提供のために交換用部品を使用する独立系修理業者に対し、交換用部品を販売することを制限する協定に対して、認められるべきではない。そのような部品を入手できなければ、独立系修理業者は、自動車の安全で信頼できる機能に資するよい品質のサービスを消費者に提供することができないため、許可された修理業者と効率的に競争をすることができない。
- (17) さらに、修理およびメンテナンス市場における効果的な競争を確保するため、ならびに修理業者が末端消費者に対し競争関係にある交換用部品を提供することを可能にするため、一括適用免除は、規則330/2010に適合するものであっても、交換用部品の生産者が交換用部品を、自動車メーカーの販売システム内の許可された修理業者、独立系の交換用部品販売業者、独立系の修理業者、または末端消費者に対し販売する能力を制限する垂直的協定に適用するべきではない。このことは、交換用部品の生産者の民法上の責任に関して影響を与えず、自動車メーカーが許可された修理業者に対して、自らの販売制度内において一定の自動車の組み立て用部品の品質に合う交換用部品のみを使用することを要求する能力にも、影響を与えない。さらに、保証修理、無料サービスおよびリコール業務における自動車メーカーの直接的な契約関係の観点からは、修理のために自動車メーカーによって供給された交

換用部品のみを使用するという、許可された修理業者に対する義務を含む協定は、一括適用免除の適用を受けるべきである。

- (18) 最後に、許可された修理業者、独立系修理業者、および末端消費者が自動車部品または交換用部品のメーカーを判別し、代替可能な部品を選択することを可能にするために、一括適用免除は、自動車メーカーが部品や純正の交換用部品のメーカーが自社の商標やサービスマークを効果的および可視的な態様で部品上に表示する能力を制限する協定に対して適用すべきではない。
- (19) 全ての事業者が本規則に適応することを時間的に可能にするために、新車の購入、販売および再販売のための垂直的協定に関する規則1400/2002の規定の適用期間は、2013年5月31日まで延長するのが適当である。交換用部品の販売ならびに修理およびメンテナンスサービスのための垂直的協定に関しては、自動車の販売後市場における競争を継続的に適切に保護するために、本規則が2010年6月1日から適用せねばならない。
- (20) コミッションは、自動車業界における展開を継続的にモニタリングし、新車の販売市場、または自動車の交換用部品もしくは販売後サービスの供給市場において消費者に害を及ぼすことになるような競争の欠如が生じた場合には、適切な対応策を講じる。
- (21) コミッションは、条約81条および82条の執行に関する2002年12月16日付理事会規則1/2003¹⁰⁾の29条1項にもとづき、ある協定が本規則に規定された適用免除が適用する協定であるにもかかわらず条約101条3項と適合しない効果を有すると判断した特定の事例においては、規則の適用を撤回することができる。
- (22) 加盟国の競争当局は、規則1/2003の29条2項にしたがい、本規則に規定された適用免除が適用する協定であるにもかかわらず、条約101条3項と適合しない効果を当該加盟国領域またはその一部において有する場合、および

10) OJ L 1, 4.1.2003, p. 1.

そのような領域が明確な地理的市場の特徴を全て備えている場合、特別に、当該加盟国領域またはその一部に関して、本規則の適用を撤回することができる。

- (23) 規則1/2003の29条にしたがい本規則の適用の撤回が検討される際、関連市場へのアクセスまたは関連市場における競争を著しく制限するような効果を有する垂直的協定の並行的ネットワークが存在することにより生じる反競争的效果が特に重要性を有する。例えば、そのような累積的效果は、選択的販売または不競争義務の場合に生じうる。
- (24) 同様に反競争効果を有し、特定の市場の占有率が50%以上の垂直的協定の並行的ネットワークの監督を強化するために、コミッションは、規則をもって、関連市場に関して特定の制限を有する垂直的協定に本規則が適用しない旨宣言することができ、これによりそのような協定に対する条約101条の完全な適用を修復することとなる。
- (25) 域内市場内の自動車小売業、交換用部品の供給、および自動車販売後サービス業における競争に関する本規則の効果を評価するために、本規則の運用に関する評価報告を策定することが適切である。

1 章 共通規定

1 条 定義

1 項 本規則の目的に鑑み、以下の定義が適用せねばならない。

- (a) 「垂直的協定」とは、それぞれが協定または協調的行為にしたがい生産または販売の系列の異なる段階において事業を営む二またはそれ以上の事業者の間で実施される協定または協調的行為であり、当事者が特定の商品またはサービスを購入、販売または再販売をしてよい条件に関わるものである。
- (b) 「垂直的制限」とは、条約101条1項の射程に入る垂直的協定における競争の制限を意味する。
- (c) 「許可された修理業者」とは、自動車の供給業者により設定された販売

制度において事業を営む自動車の修理およびメンテナンスサービスを提供する業者を意味する。

(d) 「許可された販売業者」とは、自動車の供給業者により設定された販売制度において事業を営む自動車の交換用部品の販売業者を意味する。

(e) 「独立系修理業者」とは、以下の者を意味する。

(i) 自らが修理およびメンテナンスサービスを提供する自動車の供給業者により設定された販売制度内で事業を営まない自動車の修理およびメンテナンスサービスの供給業者

(ii) ある供給業者の販売制度内で許可を受けた修理業者であって、供給業者の販売制度の一員となっていない自動車の修理またはメンテナンスサービスを提供する修理業者

(f) 「独立系販売業者」とは、以下の者を意味する。

(i) 自らが交換用部品を販売する自動車の供給業者によって設定された販売制度内で事業を営まない自動車の交換用部品の販売業者

(ii) ある供給業者の販売制度において許可を受けている販売業者で、供給業者の販売制度の一員となっていない自動車の交換用部品を販売する販売業者

(g) 「自動車」とは、公道での使用を意図した、三またはそれ以上の道路用車輪を有し、自ら推進する乗り物を意味する。

(h) 「交換用部品」とは、自動車を構成する部分を交換するため、自動車の内部または外部に取り付けられるものを意味し、自動車の使用に必要な潤滑剤等の物品を含むが、燃料は別とする。

(i) 「選択的販売制度」とは、供給業者が、直接的であれ間接的であれ、特定の基準に基づき選択した販売業者のみに、契約上の物品またはサービスを販売することを請け負い、および選択された販売業者が、同制度の運営のために供給業者によって確保された領域において、当該物品またはサービスを許可されていない販売業者に販売しないことを請け負うという販売制度を意味する。

2 項 当規則の目的に鑑み、「事業者」、「供給業者」、「メーカー」および「購入者」の用語には、それぞれ関連する事業者が含まれねばならない。

「関連する事業者」とは以下を意味する。

- (a) 協定の当事者が直接的または間接的に以下の事例のいずれかに該当する場合の事業者
 - (i) 協定の当事者が投票権の半数以上を行使する権限を有している事業者
 - (ii) 協定の当事者が、執行機関、管理機関、または事業者を法的に代表する機関の構成員の半数以上を指名する権限を有している事業者
 - (iii) 協定の当事者が事業の運営権を有している事業者
- (b) 協定の当事者に対し、直接的または間接的に、(a)に列挙された権利または権限を有する事業者
- (c) (b)で言及された事業者が、直接的または間接的に(a)に列挙された権利または権限を有する事業者
- (d) 協定の当事者が、(a)(b)もしくは(c)に言及された一もしくはそれ以上の事業者と共に、または、(a)(b)もしくは(c)に言及された二もしくはそれ以上の事業者が共同で、(a)に列挙された権利もしくは権限を有する事業者
- (e) 以下の当事者が(a)に列挙された権利または権限を共同で有する場合
 - (i) 協定の当事者、または(a)から(d)に言及されているそれぞれの関連する事業者
 - (ii) 一もしくはそれ以上の協定の当事者、または一もしくはそれ以上の(a)から(d)で言及されている関連する事業者、および一またはそれ以上の第三者

2 章 新車の購入、販売または再販売に関わる垂直的協定

2 条 規則1400/2002の適用

条約101条3項にしたがい、2010年6月1日より2013年5月31日までの間、条約101条1項は、当事者が新車を購入、販売または再販売する際の条件に

関連し、新車の購入、販売、または再販売のための垂直的協定に特に関する規則1400/2002の適用除外の要件を満たす垂直的協定に対して適用してはならない。

3条 規則330/2010の適用

規則330/2010は、2013年6月1日以降効力を有し、新車の購入、販売および再販売に関する垂直的協定に対し適用せねばならない。

3章 自動車の販売後市場に関する垂直的協定

4条 適用除外

条約101条3項にしたがい、および本規則の規定のもと、条約101条1項は、当事者が自動車の交換用部品を購入、販売、または再販売する際の条件、ならびに自動車の修理およびメンテナンスサービスを提供する条件に関連し、規則330/2010にもとづく適用除外要件を満たし、かつ本規則5条に列挙されたハードコア条項に該当しない垂直的協定に適用してはならない。

この適用免除は、そのような協定が垂直的制限を含む限りにおいて適用せねばならない。

5条 一括適用免除の適用されない制限的行為（ハードコア制限）

4条に規定された適用免除は、直接的または間接的に、単独で、または当事者の管理下にある他の要素と連携して、以下の目的を有する垂直的協定に対しては適用してはならない。

- (a) 自動車修理およびメンテナンスのために必要な交換用部品を、独立系修理業者に対して選択的販売制度の構成員が販売することの制限
- (b) 交換用部品、修理用器具、または検査用もしくはその他の装備品の供給業者と自動車メーカーとの間の合意にもとづいた、同物品を供給業者が許可された販売業者もしくは修理業者、独立系販売業者もしくは修理業者、または末端消費者に対して販売することの制限
- (c) 自動車の最初の組立のための部品を使用する自動車メーカーと、同部品の供給業者との間の合意にもとづいた、供給業者が自社の商標やサー

ビスマークを効果的および目に止まり易い態様で供給された部品または交換用部品上に表示することの制限

4章 最終規定

6条 本規則が適用されない場合

規則19/65の1a条にしたがい、コミッションは、類似の垂直的制限の並行的なネットワークが 関連市場の50%以上を占める場合、当該市場に関連する特定の制限を含む垂直的協定に対し、本規則が適用しない旨を、規則により宣言することができる。

7条 モニタリングおよび評価報告書

コミッションは、特に条約101条3項に規定された条件を考慮しながら、本規則の運用をモニタリングし、遅くとも2021年5月31日までに本規則の運用に関する報告書を策定する。

8条 有効期間

本規則は2010年6月1日に発効せねばならない。

本規則は2023年5月31日に失効せねばならない。

本規則は、全加盟国において、本規則全体が拘束力を有し、直接に適用可能である。

2010年5月27日、ブリュッセルにて

コミッションを代表して

委員長

ホセ・マヌエル・バローゾ